

## 議案第3号

新居浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例（平成24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新居浜市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例第1条及び第3条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

工場立地法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。